



高島市で新生活を始めませんか？

高島市結婚新生活支援事業のご案内

高島市では、新たに結婚をされ高島市で新生活を始められる方を対象にその費用の一部を助成します。

対象となる夫婦

以下の1または2のいずれかに該当する夫婦

1. 次の(1)～(6)のすべてが該当する夫婦

- (1) 令和8年1月1日から令和9年2月28日までの間に婚姻届を提出し、
受理された世帯
- (2) 婚姻届提出時に夫婦ともに39歳以下の世帯
- (3) 令和7年分の夫婦合算の所得が500万円未満
(年収に換算すると約660万円程度)の世帯
ただし、貸与型奨学金を返済している場合、所得証明と同一期間の返済額を控除することができます。
- (4) 夫婦どちらかが高島市内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳として登録されている世帯
- (5) 高島市税を滞納していない世帯
- (6) 夫婦の双方又は一方が市の指定する講座（ライフプラン講座その他結婚新生活支援に関する講座、医療機関における妊娠・出産の相談）を受講している世帯

2. 令和7年度に高島市結婚新生活支援事業補助金を交付されており、令和7年度中に上限額の助成を受けていない世帯

※ 住所要件・高島市税の滞納確認を行います。

補助対象経費

・ 令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に発生した次の経費

- 新たに物件を取得した場合の経費
- 新規の住宅賃借経費（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）
ただし、会社から住宅手当が支給される場合はそれを除く
生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を除く
- 婚姻に伴う住宅のリフォーム費用
※倉庫および車庫に係る工事、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用ならびにエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用についてはリフォーム費用から除きます。
- 引越費用（引越業者または運送業者へ支払った実費、処分費用は対象外）

補助金額 上限 60 万円（29 歳以下）または上限 30 万円（39 歳以下）
年齢区分は、夫婦いずれかの高い方によります。

補助金申請必要書類 ※…令和 7 年度からの継続申請で変更がない場合は省略可

- 高島市結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- 婚姻届受理証明書 または 婚姻後の戸籍謄本 ※
- 所得証明書 ※
- 申請者の通帳 ※
- 講座を受講していることがわかる書類（講座視聴後アンケート等）※

【物件を取得した場合】

- 物件の売買契約書または工事請負契約書の写し※
- 領収書

【物件を借りる場合】

- 賃貸契約書の写し※
- 領収書

【住宅リフォームをした場合】

- 住宅のリフォームに係る工事請負契約書請書の写し※
- 領収書

【引越し費用の場合】

- 引越しに係る領収書

【住宅手当を支給されている方】

- 住宅手当支給証明書（勤務先の証明を受けてください。）

【奨学金を返還している方】

- 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの※

※所得証明の所得から同一期間分の奨学金返済額を控除できます。

（例）夫婦の合算所得が 520 万円で、夫か妻の前年 1 月～12 月中の奨学金返済額が 25 万円だった場合 →合算所得 495 万円として要件に該当

その他必要に応じ、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

申請期間：令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで
（予算がなくなり次第終了します）

詳細は HP を
ご確認ください。



【申請・問合せ先】

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地

高島市役所 子ども未来部 子育て政策課

☎ 0740-25-8136

